

誓約書（開示先用）

関西電力送配電株式会社 殿

当社（以下、「情報受領者」という。）は、貴社（以下、「情報開示者」という。）が [*] へ提供した「次世代スマートメーター用通信システムに関する提案依頼書」及び当該依頼書に関し、情報開示者から提供を受けた情報（誓約書受領日の前後を問わない。また、口頭、文書、図面、電子データ、磁気データその他一切の形式によるものを含む。以下、「業務情報」という）について、[*] から開示を受けるにあたり、以下の事項を遵守いたします。

業務情報の正確性、有用性及び非侵害性等について、情報受領者は情報開示者に対し、いかなる保証も求めません。

（目的）

第 1 条

本誓約書は、秘密情報の不正な取得、使用および開示、その他秘密情報に係る不正行為を防止するため、秘密情報の保持に関する必要事項を定めるものである。

（基本的留意事項）

第 2 条

「次世代スマートメーター用通信システムに関する提案依頼書」に基づき、情報開示者が情報受領者に対し、次世代スマートメーターシステムのうち通信部および HES に関する提案依頼を行い、これを受けて、情報受領者が情報開示者に対し、要件に合致した提案および見積提示を行う業務（交渉、協議、その他一切の行為を含む。以下、「本件業務」という）の遂行に際し、情報受領者は、個人情報保護に関する法律、不正競争防止法等の情報保護に関する諸法令（関連する官公庁のガイドラインを含む。）を遵守するものとする。

（用語の定義）

第 3 条

本誓約書における用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 「関係者」とは、本件業務の遂行上、秘密情報を必要とする情報受領者並びに情報受領者が本件業務の遂行上秘密情報の開示を必要とする自己の

親会社等の関係会社の役員、従業員（派遣社員を含む。）をいう。

- ② 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（秘密情報の定義）

第 4 条

本誓約書における「秘密情報」とは、業務情報および、情報受領者が、本件業務の結果（過程を含む。）取得した情報のうち、「秘密」である趣旨が明示された業務情報をいい、口頭、文書、図面、電子データ、磁気データその他一切の形式によるものを含む。

- 2 前項に定める「秘密」である趣旨の明示は、「秘」、「取扱注意」、「社外秘」を明記することにより行うものとする。ただし、明記できない場合は、情報提供時に口頭により「秘密」である趣旨を明示するとともに、情報提供後、14日以内に提供した情報の要旨を「秘密」である旨を明記した書面にて提示するものとする。
- 3 第1項および次項の規定にかかわらず、個人情報は秘密情報に該当するものとする。また、情報開示者の顧客情報（法人に関する情報を含む。）を開示する場合は、本誓約とは別の秘密保持契約を締結するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず以下の各号に該当することを、情報受領者が証明した場合は、秘密情報として取り扱わないものとする。
 - ① 開示された時点ですでに公知のもの、または開示後情報受領者の責によらずして公知となったもの。
 - ② 開示された時点ですでに情報受領者が保有していたもの。
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 - ④ 開示された情報とは無関係に情報受領者が独自に開発したもの。

（目的外取扱いの禁止）

第 5 条

情報受領者は、業務情報を本件業務のためのみに取り扱うものとし、それ以外の目的のために使用してはならない。

（秘密保持）

第 6 条

1. 情報受領者は、次項で定める場合を除き、第4条に定める秘密情報を、関係者にのみ開示できるものとする。
2. 情報受領者が、本件業務の検討を目的として、秘密情報を関係者以外の第三者(以下、「当該第三者」)に開示する場合、情報受領者は、当該第三者より「別紙4 誓約書(開示用)」を受領したうえで、情報開示者に対し、「別紙3 第三者への開示依頼別紙4 誓約書(開示用)」と併せて提出し、情報開示者から、情報受領者が当該第三者に秘密情報を開示することについて、書面での事前承諾を得なければならない。
なお、当該第三者が別紙4に基づいて負う責任について、情報受領者は、当該第三者と連帯して、一切の責任を負うものとする。
3. 情報受領者は、秘密情報を開示した関係者に、その在職中、退職後を問わず秘密情報を保持させるため、秘密情報の開示に先立って、秘密情報の取扱について定める規程の作成、研修実施、秘密保持に係る誓約書の徴収等、秘密情報の適切な管理を行うために必要と認める措置を講じるとともに、情報開示者の請求に応じてその結果を書面にてすみやかに報告しなければならない。
4. 情報受領者は、関係者以外の者が秘密情報を入手することがないように執務室への入退室管理、媒体の施錠保管、データファイルへのパスワードの設定・暗号化等、秘密情報の適切な管理を行うために必要と認める措置を講じるとともに、情報開示者の請求に応じてその内容を書面にてすみやかに報告するものとする。
5. 情報受領者は、複写機による複写、電磁的記録媒体による複製等の方式を問わず、本件業務遂行上必要な範囲を超えて秘密情報の複写複製を行ってはならない。
6. 情報受領者は、第3項で定める秘密情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じた場合のみ、本件業務の遂行上必要な場所に限り資料等を持ち出し得ることとする。
7. 第1項の規定にかかわらず、情報受領者は、秘密情報を弁護士、公認会計士および税理士(以下、「弁護士等」という。)に開示できるものとする。ただし、情報受領者は、本項により弁護士等に秘密情報を開示した場合は、当該弁護士等に対して本制約書に定める情報受領者の義務と同等の義務を負わせるものとする。当該弁護士等の故意または過失により情報開示者・第三者に損害が発生した場合は、情報受領者はその一切の責を負うものとする。

(秘密情報の保全)

第 7 条

情報受領者は、本誓約に定める事項が自己の組織内において継続的に遵守されるよう、秘密情報の保全対策について適宜検証・是正を行う。

2. 本件業務に関し、情報受領者は、情報管理責任者を定め、情報開示者へ通知するものとする。情報管理責任者は、情報開示者から取得した秘密情報を責任を持って管理し、本誓約を関係者に遵守させなければならない。

(法令等に基づく開示請求)

第 8 条

情報受領者は、秘密情報について第三者より法令等に基づいて開示請求を受け、これに基づき開示義務を負う場合は、速やかに情報開示者と協議のうち、対応を決するものとする。

(知的財産権等)

第 9 条

情報開示者から情報受領者への業務情報の提供は、別途書面による合意がない限り、著作権、特許権等何ら知的財産権の移転・使用許諾を伴うものではない。

2. 情報開示者は、業務情報により情報受領者が被る損害について、一切の責任を負わないものとする。
3. 本件業務に基づいてなされた発明、考案、意匠の創作等の知的財産に関し、情報開示者から書面により予め承諾を受けた場合を除き、情報受領者は、特許権、実用新案権、意匠権等、一切の権利の取得・使用・主張等をしてしない。
4. 本件業務をもって、情報受領者と情報開示者において、新たな契約の締結・協業の実施等を義務付けるものではない。

(個人所有パソコン等での業務情報の取扱禁止)

第 10 条

情報受領者は、関係者が個人的に所有するパソコン等、自己が業務情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じていないパソコン等において業務情報を一切取り扱わせてはならない。

2. 情報受領者は、第6条2項に基づき、第三者に業務情報を開示した場合は、本件業務に従事する当該第三者の役員および従業員（派遣社員を含む。）が個人的に所有するパソコン等、当該第三者が業務情報の適切な管理を行う

ために必要な措置を講じていないパソコン等において業務情報を一切取り扱わせてはならない。

(監査)

第 11 条

情報開示者は、情報受領者における本件業務に伴う秘密情報の管理状況を監査するため、必要に応じて情報受領者に対して書面による報告を求め、または、監査員を派遣することができるものとし、情報受領者はこれに協力するものとする。

(事故発生時の報告義務)

第 12 条

情報受領者において、漏洩、改竄、紛失、滅失等、秘密情報に関する事故が発生した場合は、情報受領者の情報管理責任者は直ちに情報開示者の情報管理責任者に書面により報告し、情報開示者からの事情聴取に応じるものとする。

(紛争発生時の責任負担)

第 13 条

情報受領者の責に帰すべき事由、または情報受領者が本誓約の定めを遵守しなかったことにより、本件業務の遂行に際して、情報受領者または情報開示者と第三者との間に紛争が発生した場合は、弁護士費用等の争訟解決費用も 含め、すべて情報受領者が紛争解決に要する費用を負担するものとする。この際、情報受領者は情報開示者に対し、何らの迷惑もかけない。

(損害の回復)

第 14 条

情報受領者が本誓約書の定め違反したために情報開示者・第三者に損害が発生した場合は、情報受領者はすべての損害を賠償するとともに、原因究明・損害回復に必要な措置をとり、経過を書面にて速やかに情報開示者に報告しなければならない。

2. 前項に基づく義務を情報受領者が履行した場合であっても、取引停止等、情報開示者が相当と認める措置の実施は妨げられない。

(返還義務)

第 15 条

情報開示者から秘密情報の返還請求があった場合、情報受領者は、事由のいかんを問わず、情報開示者から入手した一切の秘密情報（秘密情報の複製物を含む。）を直ちに情報開示者に引き渡さなければならない。

2. 前項により秘密情報を引き渡した場合であっても、情報受領者に課された本誓約上のその他の義務が免除されるものではない。

(保管と廃棄)

第 16 条

情報受領者が入手した秘密情報（秘密情報の複製物を含む。）は、本件業務に基づく情報提供を辞退する場合や、本件業務が終了した場合、または事由のいかんを問わず、情報開示者から秘密情報の破棄を求められた場合は、情報受領者の負担と責任において、裁断、焼却、電磁的記録媒体の物理的破壊または電子データを復元できないように完全に消去する等の方法により確実に廃棄処分を行う。

2. 前項に関わらず、本件業務、情報開示者と情報受領者が書面による合意をした場合、秘密情報の保管期間を延長できるものとする。
3. 本条第1項により秘密情報を廃棄処分した場合であっても、情報受領者に課された本誓約上のその他の義務が免除されるものではない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 17 条

情報受領者は、事前の書面による情報開示者の承諾なく、本誓約により生じた権利および義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはならない。

(反社会的勢力の排除)

第 18 条

情報開示者は、情報受領者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、ただちに本件業務を終了させることができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力と知りながらこれを利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力と知りながらこれに対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
2. 情報開示者は、情報受領者が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、ただちに本件業務を終了させることができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他合理的な理由により前各号に準ずると判断される行為
3. 情報受領者は、自己が将来にわたり前二項に該当しないことを表明、確約する。
4. 情報受領者は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を情報開示者に報告し、他の情報開示者の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
5. 情報受領者が本条3項、4項の項の規定に違反した場合には、情報開示者は、ただちに本検討を終了させることができる。

(有効期間)

第 19 条

本誓約は、本件業務終了後も効力を有する。

(合意管轄)

第 20 条

本件業務に関し裁判上の紛争が発生した場合は、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

年 月 日

(誓約者) 所在地：
社 名：
役職名：
氏 名：

印

(情報管理責任者) 所在地：
社 名：
役職名：
氏 名：

印

※本誓約書の作成についてご署名（または記名・捺印）をお願いいたします。